



〈令和元年度用〉このお知らせは1年間保存をお願いします。

令和元年7月2日

保護者の皆様

那覇市立小緑小学校

校長 瀨崎 雅彦

〈公印省略〉

「台風接近時(暴風警報発令時)の登校と給食」について

1 「暴風警報」が発令された場合は、臨時休校になります。

- (1) 「暴風警報」が発令されている間は、臨時休校です。
- (2) 授業中に「暴風警報」が発令された場合、もしくは発令されると予想される場合は、児童の安全確保を図りながら速やかに帰宅させます。(ご家庭での対応、よろしくをお願いします。学校からはメーリングサービスとホームページで連絡いたします。)

2 「暴風警報」が解除になったとき

- (1) 午前6時前に暴風警報が解除された場合、児童は通常通り登校します。下校も通常通りです。この場合、対応可能な簡易献立の給食になります。但し、給食センター施設の破損等によっては給食が無い場合もあります。(給食中止の場合、下校は12時30分です)
- (2) 午前6時～9時までに暴風警報が解除された場合、児童は午前10時までに登校します。下校は12時30分頃です。給食はありません。
- (3) 午前9時～12時までに暴風警報が解除された場合、給食がないので、ご家庭で昼食を済ませ、午後1時を目途に登校します。下校は通常通りです。
- (4) 正午(12時)を過ぎて暴風警報が解除になった場合は、登校しません。そのまま臨時休校です。

3 「暴風警報」の発令は、どうしたらわかる？

「暴風警報」が発令されたかどうかは、テレビやラジオ等で報道があります。

また、本県では、マスコミ、气象台の協力を得て「警報発令」後に「臨時休校」のお知らせを流すことになっています。休業かどうかはテレビやラジオの情報で確認して下さい。

休業のテロップは、警報発令より遅れることがありますが、**暴風警報が発令されたら「臨時休校のお知らせ」が流れなくてもお休みです。**

※「暴風警報」は、台風の暴風域に入っていない場合でも出されることが多いです。また暴風域を抜けてもすぐには解除にならないこともあります。

※「暴風警報」が解除になった時刻によっては、「各学校の判断で・・・」と放送されることもあります。その場合は上記〈2「暴風警報」が解除になったとき〉に書いてある事を参考にしてください。

4 お願い！

このお知らせは、目立つところに貼り、台風の時に利用してください。台風接近時などは朝から学校や教育委員会、放送局への問い合わせの電話が多く関係機関との緊急連絡ができない状況です。臨時休校の確認の電話はしないようにご協力をお願いします。

※ 台風で休業の場合は、自宅で学習をさせてください。「決して外で遊ばないように」児童への声かけをお願いします。